



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 規則

* 54 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則
(こころの健康推進課) 1

○ 告示

466 随意契約の相手方の決定 (税務課) 7
467 指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 7
468 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (") 8
469 " (") 8
470 " (") 8
471 指定障害福祉サービス事業者の指定 (") 8
472 " (") 8
473 " (") 9
474 " (") 9
475 指定自立支援医療機関の変更 (こころの健康推進課) 9
476 " (") 10
477 特定農業用ため池の指定の解除 (農業農村整備課) 10
478 保安林の指定予定の通知 (森林整備課) 10

○ 公告

軽油引取税免税証の無効 (税務課) 10

○ 監査公表

監査公表第16号 11

規 則

和歌山県規則第54号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和7年6月10日
和歌山県知事 宮 崎 泉
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和42年和歌山県規則第15号）の一部を次のよう
に改正する。
別記第12号様式及び別記第12号様式の2を次のように改める。

別記第12号様式 (第12条関係)

写真貼付欄

縦4cm 横3cm

- ☐ 脱帽・上半身
☐ 1年以内に撮影したもの
☐ 裏面に氏名を記入
☐ テープで仮止め

障害者手帳申請書

和歌山県知事 様

私は、次の事項(○印)について申請します。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳の

[新規交付・更新・障害等級変更・都道府県間の住所変更による手帳交付]

(申請項目を○で囲んでください)

精神障害者 本人	フリガナ 氏 名					生 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日						
	住 所	〒(-) 電 話 ()											
	個 人 番 号												
添付書類 (☒ 印)	☐ 医師の診断書(手帳用) ☐ 年金証書等の写し (級)・同意書 ☐ 特別障害給付金受給資格者証等の写し (級)・同意書 ☐ 写真(縦4cm×横3cm)	既存の 手帳	有 効 期 限										
			令和 年 月 末 日										
			手 帳 番 号										

家族等の 連絡先 (精神障害者本人が18歳未満の場合記入)	フリガナ 氏 名			本人との 続柄(○印)	父 母 兄弟姉妹 祖父母 その他()	
	住 所	〒(-) ☐ 精神障害者本人と同じ 電 話 ()				

申請書を 提出した者	☐ 精神障害者本人 ☐ 上記の家族等 ※左記以外の場合は以下に記入					
	フリガナ 氏 名				本人との 関係	
	住 所	〒(-) ☐ 精神障害者本人と同じ ☐ 上記の家族等と同じ 電 話 ()				

<市町村記入欄>

☐ 手帳診断書による自立支援医療同時申請	市町村受付印	精神保健福祉センター受付印
☐ 個人番号確認済 ☐ 変更有		
☐ 既存の手帳の有効期限・手帳番号が正しく記載されているか確認済		
精神保健福祉センターへの連絡事項		

- (注) 1 手帳の新規交付、更新又は障害等級変更の申請を行うためには、添付書類として、「医師の診断書」又は「障害年金の年金証書、年金裁定通知書及び直近の振込(支払)通知書の写し」若しくは「特別障害給付金受給資格者証(特別障害者給付金支給決定通知書)及び国庫金振込通知書(国庫金送金通知書)の写し」が必要です。
- 2 マイナンバーを活用した情報連携により年金関係情報を把握する場合又は年金証書等の写し若しくは特別障害給付金受給者資格者証等の写しによる申請の場合は、障害等級の判定のために年金事務所又は各共済組合等に対し、年金の障害等級を照会することがあります。
- 3 写真(縦4cm×横3cm)は、脱帽して上半身を写したものの(申請者の申出により、知事が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。)で、1年以内に撮影したものであること。
- 4 市町村記入欄は市町村職員が記入してください。
- 5 市町村職員は、必ず、記載されている個人番号が正しいか確認してチェック☒してください。個人番号に変更がある場合にもチェック☒してください。

別記第12号様式の2 (第12条関係)

診 断 書 (精神障害者保健福祉手帳用)

和歌山県提出用

氏 名			年 月 日生 (歳)												
住 所															
① 病 名 (ICDコードは、右 の病名と対応するF 00～F99、G40のいづ れかを記載)	(1) 主たる精神障害 _____ ICDコード () (2) 従たる精神障害 _____ ICDコード () (3) 身体合併症 _____ 身体障害者手帳 (有・無、種別 級)														
② 初診年月日	主たる精神障害の初診年月日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 診断書作成医療機関の初診年月日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日														
③ 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容 (推定発病年月、発病状況、初発症状、治療の経過、治療内容などを記載する。) (推定発病時期 _____ 年 _____ 月頃)															
*器質性精神障害 (認知症を除く。) の場合、発症の原因となった疾患名とその発症日 (疾患名 _____ 、 _____ 年 _____ 月 _____ 日)															
④ 現在の病状、状態像等 (該当する項目を○で囲む。)															
(1) 抑うつ状態: 1 思考・運動抑制 2 易刺激性、興奮 3 憂うつ気分 4 その他 ()															
(2) 躁状態: 1 行為心迫 2 多弁 3 感情高揚・易刺激性 4 その他 ()															
(3) 幻覚妄想状態: 1 幻覚 2 妄想 3 その他 ()															
(4) 精神運動興奮及び昏迷の状態: 1 興奮 2 昏迷 3 拒絶 4 その他 ()															
(5) 統合失調症等残遺状態: 1 自閉 2 感情平板化 3 意欲の減退 4 その他 ()															
(6) 情動及び行動の障害: 1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動 4 食行動の異常 5 チック・汚言 6 その他 ()															
(7) 不安及び不穏: 1 強度の不安・恐怖感 2 強迫体験 3 心的外傷に関連する症状 4 解離・転換症状 5 その他 ()															
(8) てんかん発作等 (けいれん及び意識障害):															
1 てんかん発作: 発作型 <table><tr><td>イ</td><td>意識障害はないが、随意運動が失われる発作</td><td>(月 _____ 回又は年 _____ 回)</td></tr><tr><td>ロ</td><td>意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作</td><td>(月 _____ 回又は年 _____ 回)</td></tr><tr><td>ハ</td><td>意識障害の有無を問わず、転倒する発作</td><td>(月 _____ 回又は年 _____ 回)</td></tr><tr><td>ニ</td><td>意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作</td><td>(月 _____ 回又は年 _____ 回)</td></tr></table>				イ	意識障害はないが、随意運動が失われる発作	(月 _____ 回又は年 _____ 回)	ロ	意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作	(月 _____ 回又は年 _____ 回)	ハ	意識障害の有無を問わず、転倒する発作	(月 _____ 回又は年 _____ 回)	ニ	意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作	(月 _____ 回又は年 _____ 回)
イ	意識障害はないが、随意運動が失われる発作	(月 _____ 回又は年 _____ 回)													
ロ	意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作	(月 _____ 回又は年 _____ 回)													
ハ	意識障害の有無を問わず、転倒する発作	(月 _____ 回又は年 _____ 回)													
ニ	意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作	(月 _____ 回又は年 _____ 回)													
最終発作 (_____ 年 _____ 月 _____ 日)															
2 意識障害 3 その他 ()															
(9) 精神作用物質の乱用及び依存等:															
1 アルコール 2 覚醒剤 3 有機溶剤 4 その他 ()															
ア 乱用 イ 依存 ウ 残遺性・遅発性精神病性障害 (状態像を該当項目に再掲すること。)															
エ その他 ()															
現在の精神作用物質の使用 有・無 (不使用の場合、その期間 _____ 年 _____ 月から)															
(10) 知能・記憶・学習・注意の障害:															
1 知的障害 (精神遅滞) ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 療育手帳 (有・無、等級等 _____) 2 認知症															
3 その他の記憶障害 (_____) 4 学習の困難 ア 読み イ 書き ウ 算数 エ その他 (_____)															
5 遂行機能障害 6 注意障害 7 その他 (_____)															
(11) 広汎性発達障害関連症状:															
1 相互的な社会関係の質的障害 2 コミュニケーションのパターンにおける質的障害															
3 限定した常同的で反復的な関心と活動 4 その他 (_____)															
(12) その他 (_____)															
⑤ ④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見 等															
[検査所見: 検査名、検査結果、検査時期 _____]															

⑥ 生活能力の状態（保護的環境ではない場合を想定して判断する。児童では年齢相応の能力と比較の上で判断する。）

1 現在の生活環境

入院・入所（施設名 _____）・在宅（ア 単身・イ 家族等と同居）・その他（ _____ ）

2 日常生活能力の判定（該当するものを○で囲む。）

- | | | |
|----------------------------|---------|-------------------------------|
| (1) 適切な食事摂取 | 自発的にできる | ・自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない |
| (2) 身の清潔保持、規則正しい生活 | 自発的にできる | ・自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない |
| (3) 金銭管理と買物 | 適切にできる | ・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない |
| (4) 通院と服薬（要・不要） | 適切にできる | ・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない |
| (5) 他人との意思伝達・対人関係 | 適切にできる | ・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない |
| (6) 身の安全保持・危機対応 | 適切にできる | ・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない |
| (7) 社会的手続や公共施設の利用 | 適切にできる | ・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない |
| (8) 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加 | 適切にできる | ・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない |

3 日常生活能力の程度（該当する番号を選んで、どれか一つを○で囲む。）

- (1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。
(2) 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。
(3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。
(4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。
(5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。

⑦ ⑥の具体的程度、状態等

⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立訓練（生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、居宅介護（ホームヘルプ）、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等）

⑨ 備考

上記のとおり、診断します。 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関の名称
医療機関所在地
電話番号
診療担当科名

医師氏名

※ 自立支援医療（精神通院医療）と同時に申請される場合は、下記の欄を必ずご記入ください。

(1) 現在の治療内容

1 投薬内容（支給認定の対象となる薬剤の名称、用法用量等を記載すること。）

（ _____ ）

2 精神療法等（該当項目にチェックをつけること。）

☐ 精神療法等（ _____ ヶ月に _____ 回程度）

☐ 精神科デイ・ケア（依頼先医療機関： _____ ）

☐ その他（ _____ ）

3 訪問看護指示（有・無）依頼先医療機関： _____

(2) 今後の治療方針（ _____ ）

(3) 「重度かつ継続」に関する意見（所得区分・医療保険の多数該当にかかわらず、主たる精神障害がICDコードのF00～F39・G40以外の場合に、判断し記入する。）

1 計画的集中的な通院医療の継続の必要性 a 必要とする b 必要としない

2 医師の略歴 a 精神保健指定医 b 3年以上精神医療に従事した経験がある医師

（医師の略歴がa及びbのいずれにも該当しない場合は「重度かつ継続」に該当しません。）

別記第16号様式を次のように改める。

別記第16号様式 (第14条関係)

障害者手帳記載事項変更届・再交付申請書

和歌山県知事 様

☐ 写真添付なし☐ 写真添付あり

縦4cm 横3cm

○脱帽・上半身

○1年以内に撮影した
もの

○裏面に氏名を記入

○テープで仮止め

年 月 日

私は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳について、次の事項（○印）の届出・申請をします。

1 〔①都道府県内における住所変更、②都道府県を越える住所変更〕の届出

旧住所	〒
新住所	〒

〔③氏名の変更〕の届出

旧氏名		旧フリガナ	
新氏名		新フリガナ	

2 〔①汚損、②破損、③紛失〕したため再交付の申請

3 写真貼付無しから写真貼付有りへ変更するための再交付の申請

精神障害者本人 氏 名
住 所
生年月日
個人番号
現行の手帳番号
電 話

(注) 都道府県の区域を越える住所を変更したとき、本届書のほかに、手帳交付の申請書を提出してください。

市町村受付印	精神保健福祉センター受付印

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

和歌山県告示第466号

和歌山県税運営システム導入及び運用保守業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年6月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県税運営システム導入及び運用保守業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局税務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年4月1日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社南大阪電子計算センター

大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号

- 5 随意契約に係る契約金額

1,059,124,000円（うち消費税及び地方消費税の額96,284,000円）

- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第467号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年6月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3050300 023	発達応援スペー スジブンドキ	紀の川市田中馬場1 72番地1	児童発達支援 放課後等デイサー ビス	合同会社to'IRO	紀の川市古和田205 番地1	令和 7.6.1

和歌山県告示第468号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年6月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3012300 194	さくら介護サー ビス	新宮市千穂2-3-32	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	有限会社さくら	新宮市千穂2-3-32	令和 6. 12. 31

和歌山県告示第469号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年6月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3012410 415	ケアサポートえ がお	西牟婁郡上富田町 南紀の台13-5	居宅介護	株式会社濱田	西牟婁郡上富田町 南紀の台13-5	令和 7. 4. 1

和歌山県告示第470号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年6月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3011400 797	Leoサポート	海南市山崎町三丁 目2番4	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	ブルーレオ合同 会社	海南市日方1271-1 Y-COURT2-3	令和 7. 6. 1

和歌山県告示第471号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年6月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3010600 017	こころのかけは し	田辺市天神崎6 番26号 小松ビ ル1F	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	D. LiSh株式会 社	田辺市天神崎6 番26号 小松ビ ル1F	令和 7. 6. 1

和歌山県告示第472号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の

指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年6月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3011610 551	結作業所	有田郡有田川町 水尻706-1	就労継続支援 A型	身体障害者（ 視覚障害者を 除く。） 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	一般社団法人 千成会	和歌山市朝日37 8番地	令和 7. 6. 1

和歌山県告示第473号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年6月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3010400 012	ケアステーションたんぽぽ	有田郡有田川町 大字水尻1137 吉備南ハイツ10 3号室	居宅介護	特定なし	株式会社愛和	有田郡有田川町 大字船坂1032番 地1	令和 7. 6. 1

和歌山県告示第474号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年6月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3010700 015	訪問介護Lino	東牟婁郡那智勝 浦町大字天満69 7-1	居宅介護	特定なし	株式会社Lino	東牟婁郡那智勝 浦町大字二河15 番地2	令和 7. 6. 1

和歌山県告示第475号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和7年6月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
坂 口 内 科 ・ 外 科 ・ 往 診 クリニ ック	紀の川市貴志川町神戸4 52-1	医療機関の名称	坂口内科	坂口内科・外科・往診 クリニック	令和 6. 1. 1
		医療機関の所在地	紀の川市貴志川町井ノ 口577-1	紀の川市貴志川町神戸 452-1	

和歌山県告示第476号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和7年6月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
医療法人福慈会 福外科病院	和歌山市和歌浦東三丁目5番31号	医療機関の名称	福外科病院	医療法人福慈会福外科 病院	令和 6. 10. 1

和歌山県告示第477号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定による特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和7年6月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

名称	所在地	解除年月日
新池（印南原）	日高郡印南町大字印南原字柳井谷1476	令和7年6月10日
造木谷池	日高郡印南町大字南谷字造木1370	令和7年6月10日

和歌山県告示第478号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年6月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町能城山本字通嶺1338（次の図に示す部分に限る。）、字陰地1338の1から1338の4まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、熊野川町赤木字田長谷1422（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、令和7年4月26日以降無効とする。

令和7年6月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 間	交付した県税事務所	紛 失 年 月 日
200 リットル券	漁船以外の船舶	和歌山県 1818269	1枚	令和7年4月1日から 令和7年6月30日まで	和歌山県税事務所	令和7年4月26日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和7年6月10日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
和歌山県監査委員 山 家 敏 宏